

平成 18 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社ニッカトー
 代 表 者 名 代表取締役社長 西村 隆
 (コード番号: 5367 J A S D A Q)
 問 合 せ 先 取締役総務部長 紀ノ岡隆一郎
 (T E L 0 7 2 - 2 3 8 - 3 6 4 1)

定款の(一部)変更に関するお知らせ

平成 18 年 5 月 11 日開催の当社取締役会において「定款の(一部)変更の件」に関し、平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 136 回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでご通知いたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 当社は「会社法」、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 86 号、第 87 号)が平成 18 年 5 月 1 日付で施行されたことに伴い、株券の発行、取締役会及び監査役会の設置、取締役の解任についての特別決議、取締役会の書面決議導入並びに会計監査人設置等に関して条項を新設し、さらに取締役員数を現状にあわせ変更するものであります。あわせて会社法に沿ったその他条文及び語彙表現の変更を行うものであります。

(2) 条文の新設に伴い条数の繰り下げを行い、あわせて字句の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 <u>(公告の方法)</u> 第 4 条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。	第 1 章 総 則 <u>(公告方法)</u> 第 4 条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第 2 章 株 式 <u>(発行する株式の総数及び株式の消却)</u> 第 5 条 当社が発行する株式の総数は、3,728 万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。	第 2 章 株 式 <u>(発行可能株式総数)</u> 第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、3,728 万株とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(1単元の株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は100株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券については発行しない。ただし、株式取扱規則に定める場合は、この限りではない。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u> 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)並びに<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消(保管振替機関へ預託された株券の株式を除く。)、単元未満株式の買取り、各種届出の受理、実質株主通知の受理、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の<u>単元株式数は、100株とする。</u> — 当社は、<u>単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券については発行しない。ただし、株式取扱規則に定める場合は、この限りではない。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第 1 1 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）をもってその<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主と<u>見なす。</u></p> <p><u>前項のほか臨時株主総会の招集その他必要のあるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、株主もしくは登録質権者として権利を行使することができる者を確定するため、基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p>	<p>(基準日)</p> <p>第 1 1 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）をもってその<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p><u>前項に定めるほか、必要のあるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第 1 5 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主が有する議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p><u>商法第 343 条の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 1 5 条 (現行どおり)</p> <p><u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 1 6 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主又は代理人は、株主総会<u>毎</u>に代理権を証する書面等を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 1 6 条 (現行どおり)</p> <p>株主又は代理人は、株主総会<u>ごと</u>に代理権を証明する書面等を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第 1 8 条 当会社には、<u>15</u>名以内の取締役を置く。 (新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 1 9 条 取締役は、株主総会において、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p style="text-align: center;">取締役の選任については、 累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 2 0 条 { (省 略)</p> <p>第 2 3 条 (取締役会の決議方法)</p> <p>第 2 4 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その<u>出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u> (新 設)</p> <p>第 2 5 条 (省 略)</p> <p>第 2 6 条 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数及び取締役会)</p> <p>第 1 8 条 当会社には、<u>10</u>名以内の取締役を置く。 — <u>当会社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 1 9 条 取締役の選任は、株主総会の決議によって、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (現行どおり)</p> <p>(解任方法)</p> <p>第 2 0 条 <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>第 2 1 条 (現行どおり) {</p> <p>第 2 4 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第 2 5 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u> — <u>当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第 2 6 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 7 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報 酬)</p> <p>第 2 7 条 取締役の報酬並びに退職慰勞金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の定員、選任及び任期)</p> <p>第 2 8 条 当社には、4 名以内の監査役を置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>— 監査役は、株主総会において、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>— 監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>— 補欠により選任された監査役の任期は、前任監査役の残存期間と同一とする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 2 9 条 監査役は、その互選により常勤監査役 1 名を定める。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 3 0 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 4 日前にこれを発する。ただし、緊急その他の必要がある場合は、監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができる。</p> <p>監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>第 3 1 条 } (省 略)</p> <p>第 3 3 条</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 2 8 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数及び監査役会、選任及び任期)</p> <p>第 2 9 条 (現行どおり)</p> <p>— 当社は、監査役会を置く。</p> <p>— 監査役の選任は、株主総会の決議によって、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>— 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>— 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 3 0 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役 1 名を選定する。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 3 1 条 (現行どおり)</p> <p>監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>第 3 2 条 (現行どおり)</p> <p>} (現行どおり)</p> <p>第 3 4 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報 酬)</p> <p><u>第 3 4 条 監査役の報酬並びに退職慰勞金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p><u>第 3 5 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</u></p> <p>(配当金)</p> <p><u>第 3 6 条 利益配当金は、毎営業年度の末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第 3 5 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p><u>第 3 6 条 当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 3 7 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(任 期)</p> <p><u>第 3 8 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>— 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 3 9 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第 4 0 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第 4 1 条 剰余金の配当は、毎事業年度の末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第 3 7 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に<u>商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配（中間配当）</u>をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 3 8 条 利益配当金又は中間配当金については、当社がその支払を開始した日より満 3 年を経過してもなお受領されない場合は、当社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>未払いの利益配当金又は中間配当金に対しては利息をつけない。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 4 2 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 4 3 条 剰余金の配当及び中間配当は、当社がその支払を開始した日より満 3 年を経過してもなお受領されない場合は、当社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>未払いの剰余金の配当及び中間配当に対しては利息をつけない。</p>

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成 18 年 6 月 23 日
定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 23 日

以 上